

鳥取市告示第301号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第2項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和8年6月8日

鳥取市長 深澤 義彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	上原自治会
区 域	鳥取市上原82番地1から411番地3までの区域とする。ただし、鳥取市上原118番地5、同118番地8及び同118番地9を除く。
主たる事務所	鳥取市上原82番地1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	92.56 m ²	鳥取市上原字東土居223番

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和8年6月8日から令和8年9月8日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

氏名又は名称	住 所	共有持分
加藤松次郎	鳥取市上原 2 0 0 番地	43 分の 1
徳永政一	鳥取市上原 2 0 2 番地	43 分の 1
藤岡圓蔵	鳥取市上原 2 0 9 番地 1	43 分の 1
山川善市	鳥取市上原 2 1 8 番地	43 分の 1
藤岡雄三	鳥取市上原 2 2 0 番地	43 分の 1
加藤由治	鳥取市上原 2 6 0 番地	43 分の 1
大賀猪之蔵	鳥取市上原 6 3 番屋敷	43 分の 1
上端綱蔵	鳥取市上原 3 9 7 番地	43 分の 1
中島初次郎	鳥取市上原 2 2 7 番地	43 分の 1
福田亀蔵	鳥取市上原 2 5 2 番地	43 分の 1
松村恒治	鳥取市上原 2 6 3 番地	43 分の 1
加藤杏秀	鳥取市上原 2 1 2 番地	43 分の 1
藤岡亀治	鳥取市上原 2 1 9 番地	43 分の 1
中村健三	鳥取市上原 2 2 4 番地	43 分の 1
石谷米治	鳥取市上原 2 2 4 番地	43 分の 1
田村新吉	鳥取市上原 2 2 9 番地	43 分の 1
平尾八十五郎	鳥取市上原 2 3 2 番地	43 分の 1
福田条蔵	鳥取市上原 2 3 5 番地	43 分の 1
徳永権蔵	鳥取市上原 2 3 6 番地	43 分の 1
村岡とく	鳥取市上原 2 3 6 番地	43 分の 1
横田市蔵	鳥取市上原 2 4 7 番地	43 分の 1
田中作恵	鳥取市上原 2 4 8 番地 1、2 4 8 番地 2	43 分の 1
竹内勝義	鳥取市上原 2 4 9 番地	43 分の 1
梅山富蔵	鳥取市上原 2 5 0 番地	43 分の 1
藤本東一郎	鳥取市上原 2 5 0 番地	43 分の 1
藤岡英雄	鳥取市上原 2 5 4 番 2 地	43 分の 1
藤本國治	鳥取市上原 2 5 9 番地 2	43 分の 1
村井条造	鳥取市上原 2 6 1 番地	43 分の 1
田畑久蔵	鳥取市上原 2 6 3 番地	43 分の 1
奥谷豊一	鳥取市上原 3 9 7 番地	43 分の 1
藤吉牛蔵	鳥取市上原 1 1 番屋敷	43 分の 1
山川一恵	鳥取市上原 1 0 1 番地	43 分の 1
伊奈正喜	鳥取市上原 1 0 7 番地	43 分の 1
山形幸太郎	鳥取市上原 1 1 1 番地	43 分の 1
村井利太郎	鳥取市上原 1 1 6 番地	43 分の 1
加藤好吉	鳥取市上原 6 0 番屋敷	43 分の 1
富山千代治郎	鳥取市上原 3 9 6 番地	43 分の 1

河崎亀雄	鳥取市上原 2 6 番屋敷	43 分の 1
寺西しか	鳥取市上原 4 7 番屋敷	43 分の 1
中村梅次郎	鳥取市上原 2 2 9 番地	43 分の 1
小倉信治	鳥取市上原 2 6 6 番地	43 分の 1
加藤源一	鳥取市上原 2 4 9 番地	43 分の 1
山岡千畝	鳥取市上原 2 3 0 番地	43 分の 1